

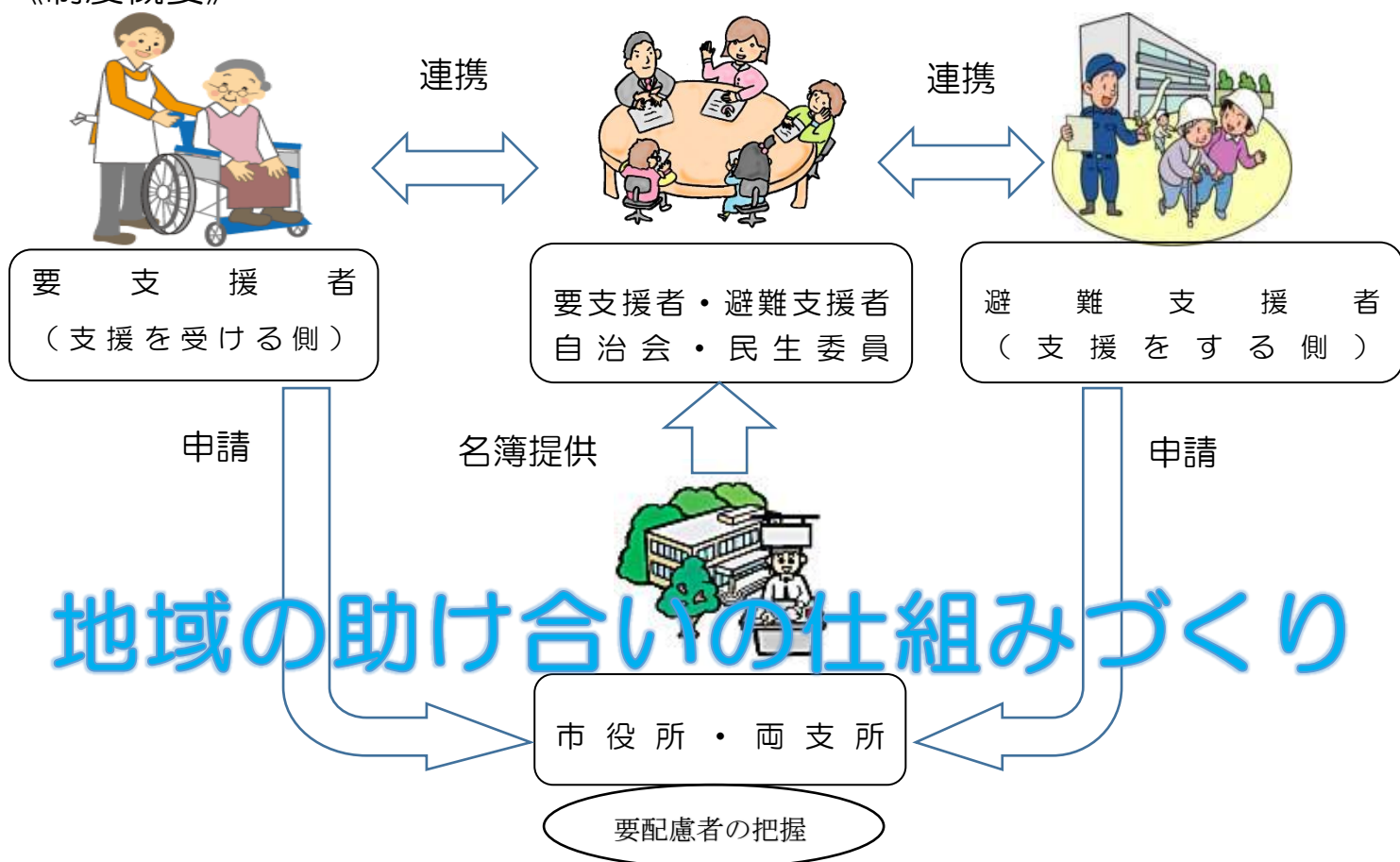
避難行動要支援者支援制度のご案内

鴻巣市は、災害が発生したときや災害のおそれがあるときに支援が必要な高齢者や障がい者の方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行われるための仕組みを地域のみなさんとともにつくっています。

そのため、災害時に支援を希望される方は「鴻巣市避難行動要支援者登録申請書」の提出をお願いします。

支援方法等に関する調整

《制度概要》



1. 登録できる方 〈避難に助けを必要とする方〉

次のいずれにも該当する方です。

- (1) 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある下記①～⑦に該当する方で、避難に当たり、支援を要し、かつ、家族等の支援を得られない状況にある方
- (2) 避難支援等関係者への個人情報の提供に同意する方
 - ①介護保険の要介護認定者（要介護3以上の方）
 - ②身体障がい者（身体障害者手帳2級以上の方）
 - ③知的障がい者（療育手帳Ⓞ及びAである方）
 - ④精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級である方）
 - ⑤難病患者
 - ⑥75歳以上のひとり暮らしの方又は全員が75歳以上の世帯員
 - ⑦その他市長が認める者

2. 避難行動要支援者名簿への登録申込み

- (1) 地域への情報提供について同意される避難行動要支援者の方は、「鴻巣市避難行動要支援者登録申請書」を市の窓口へ提出してください。
- (2) 原則として避難行動要支援者が、避難支援をしてくださる方（避難支援者）を自ら選任し依頼しますが、**困難な場合は市が、自治会等の避難支援等関係者に避難支援者の選定を依頼します。**
また、市では、「避難支援者」の登録も受け付けています。

3. 登録された方への支援内容

- (1) 平常時には
警察・消防・自治会長・民生委員に該当地域等の避難行動要支援者名簿を提供します。避難支援等関係者が、自宅を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認をします。
- (2) 災害時には
風水害時には、避難に時間がかかる避難行動要支援者が、いち早く安全に避難できるよう、**避難支援を行います。また、震災時には、安否確認等を行います。**

4. 申込みにあたって

災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時等の支援を必ず約束されるものではないことを、ご理解ください。このため、日頃の心構えと災害への備えも忘れないようにしましょう。

5. 避難支援者を募集〈要支援者の避難を助けていただける方〉

避難支援者は、日頃から避難行動要支援者に対する声かけ、見守りや災害発生時に安否確認や避難場所への避難支援をしていただく方です。このため、避難行動要支援者の近隣の方たちに避難支援者となっていただく必要があります。ご協力をいただける方は、市窓口にて「避難行動要支援者の避難支援者登録申請書」を用意してありますので、是非登録をお願いします。

6. 個人情報の取扱い

登録していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。なお、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられています。

7. 窓口・問い合わせ先

【高齢者等について】

福祉課高齢者福祉担当 Tel 501-3100 Fax 541-1328

【要介護認定者について】

介護保険課介護審査担当 Tel 501-2618 Fax 541-1328

【障がい者等について】

障がい福祉課障がい福祉担当 Tel 541-1537 Fax 541-1328

【支所での受付について】

吹上支所福祉グループ Tel 548-1213 Fax 549-1082

川里支所福祉グループ Tel 569-1111 Fax 569-1184

【制度・その他について】

福祉課社会福祉担当 Tel 541-1334 Fax 541-1328

8. 制度対象者の方へお願い

○町内会・自治会に加入しましょう

災害時に、地域の方かより円滑に避難支援を行うためには、あなたのお名前やお身体の状態を地域の方々に知っていただくことや、隣近所の方など地域の方々との日頃の交流・親交は、とても大切です。

町内会・自治会に加入していない方は、この制度への登録をきっかけに、ご加入をお願いします。